

人権尊重思想の普及高揚
人権侵害による被害の救済・予防

令和5年度法務省政策評価書（案）

～令和元年度から4年度までの活動状況と今後の方向性～

令和5年度政策評価（総合評価方式）

政策所管部局：法務省人権擁護局

評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

目次

- 1 評価の概要
- 2 法務省の人権擁護機関
 - － ミッション
 - － 組織・予算
 - － 直面する様々な人権課題
 - － 活動の全体像と目的
- 3 人権啓発活動の状況
- 4 人権相談・救済活動の状況
- 5 今後の方向性

1

評価の概要



全体アウトカム

人権啓発

基本的人権の
周知度

85.6%

H24 82.8%

H29 81.4%

相談・調査救済

人権侵犯事件
処理件数

7,627件

H24 22,694件

H29 19,722件

対面型の活動の大幅な制約を機に活動のオンライン化・多様化を推進

- 1 人権教室の実施回数が約23～53%減少するなど、対面型の活動は大幅な制約
- 2 バナー広告や人権啓発動画のインターネット配信、人権シンポジウムのオンライン開催など、**オンライン活動**を積極的に推進
- 3 人権意識の高まりが認められる一方、相談・人権侵犯事件数は減少。**窓口にたどり着けない（相談できない）人が存在する可能性**があり、より詳細な因果関係の調査分析・対策の検討が必要

人権啓発

- ・ 基本的人権が憲法で保障されていることの認知度は、8割超（高止まり）
一方、人権侵害が「多くなってきた・どちらかといえば多くなってきた」とした回答者も38.9%と一定の水準を維持
- ・ オンライン活動の積極的な推進により、より多くの国民に対し、各コンテンツへの接触機会を確保

人権相談

- ・ 相談件数は減少傾向
- ・ 対面型の活動が制限されたことにより、人権擁護委員が取り扱った相談件数は30-40%減少
- ・ 全体に占める割合は低いものの、新たに開始したSNSやメールによる相談件数は増加

調査救済

- ・ 人権侵犯事件として調査救済手続を開始した件数は減少傾向
- ・ 学校でのいじめや児童虐待など緊急を要する事案は、速やかに学校や児童相談所等の関係機関と連携して対応。職員等への研修や関係機関との連携体制を構築

2

法務省の人権擁護機関



一 ミッション

人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うことで、**全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与する**



根拠法令：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

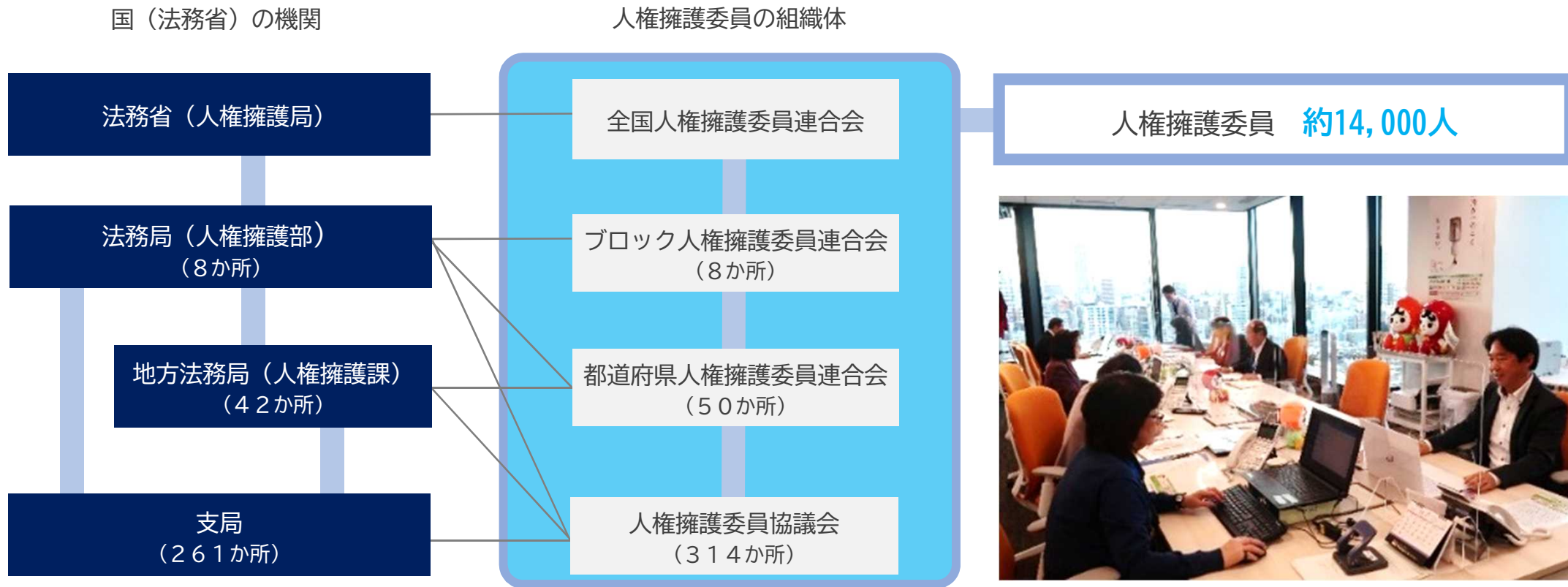
人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。（第2条）

人権啓発の基本理念

国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性確保を旨として行わなければならない。（第3条）

一 組織

全国311箇所の法務局・地方法務局とその支局に人権擁護を担当する部署を設置。
地域ごとに民間のボランティアである人権擁護委員から成る連合会等が設置され、活動している。



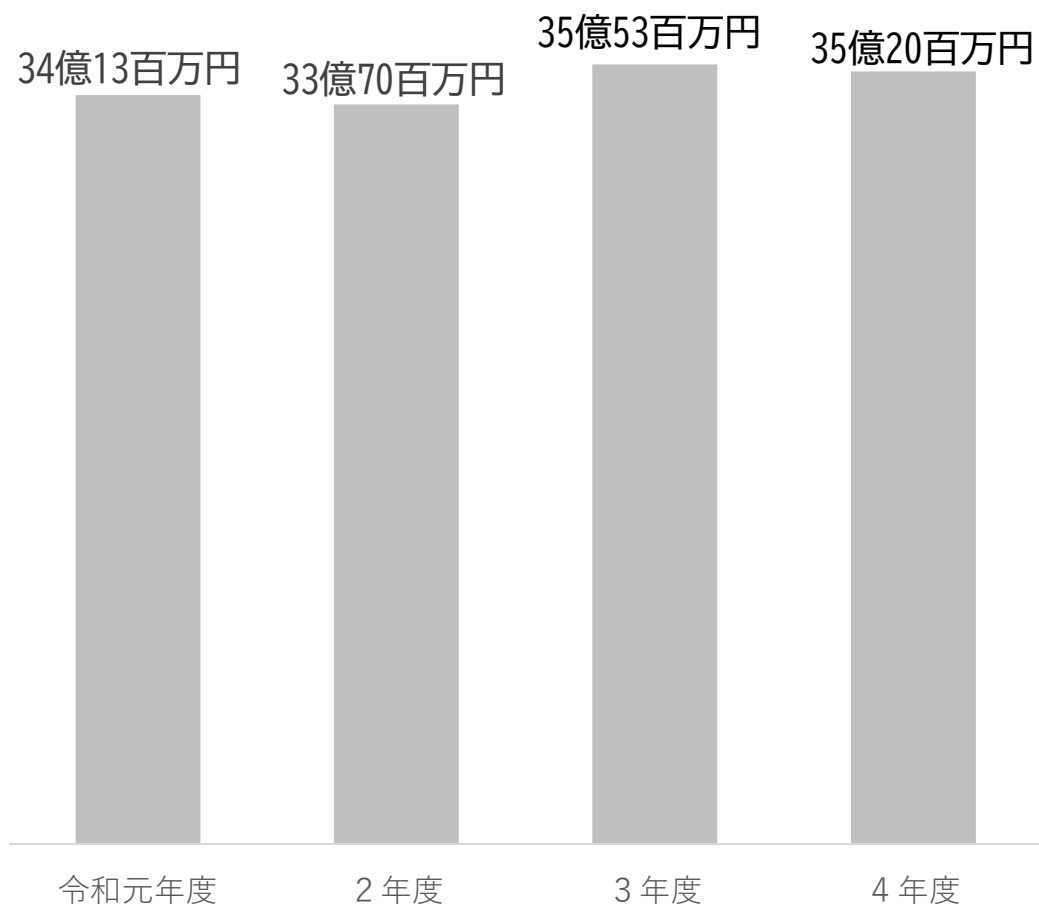
法務省の人権擁護機関の構成図（令和5年6月1日現在）



人権擁護委員組織体の事務局の様子

一 予算

人権侵害による被害者救済活動の実施などに要する経費として、毎年度34億円前後の予算が措置されている。



<主な施策・事業>

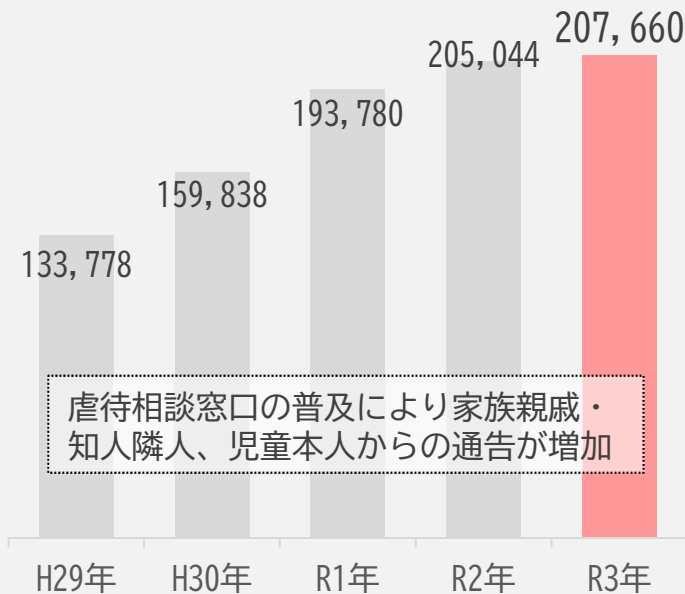
- ・ 人権侵害による被害者救済活動の実施
3億23百万円
- ・ 人権擁護委員活動の実施
15億29百万円
- ・ 全国的視点に立った人権啓発活動の実施
3億59百万円
- ・ 人権関係情報提供活動等の委託等
3億53百万円
- ・ 地域人権問題に対する人権擁護活動の委託
9億56百万円

一 直面する様々な人権課題①

こども、女性、高齢者や障害者等に対する差別や虐待等の事案、外国人に対する差別など、様々な人権問題が存在し、いずれも大きな社会問題となっている。

児童虐待の相談件数は過去最多

児童への虐待などの人権問題が発生。児童への虐待は、心理的虐待の割合が最も大きい。



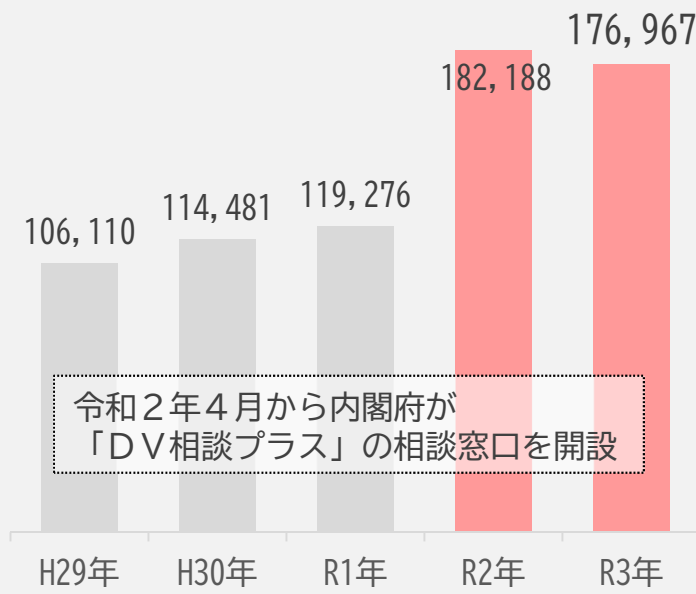
虐待相談窓口の普及により家族親戚・知人隣人、児童本人からの通告が増加

■ 児童相談所での児童虐待相談対応件数*¹

*¹ 厚生労働省 令和3年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）

DVの相談件数は高水準で推移

コロナ禍の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等によるDVなどの人権問題が発生



令和2年4月から内閣府が「DV相談プラス」の相談窓口を開設

■ 配偶者からの暴力（DV）に関する相談件数*²

*² 内閣府男女共同参画局HP

その他増加する人権侵犯事案

- ・ 高齢者虐待の相談・通報件数*³ 約3.6万件
- ・ 使用者による障害者虐待*⁴ 1,230事業所
- ・ いじめの認知件数*⁵ 約61.5万件

*³ 厚生労働省 令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

*⁴ 厚生労働省 令和3年度使用者による障害者虐待の状況等

*⁵ 文部科学省 令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

一 直面する様々な人権課題②

加えて、近年、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見・差別など、新たな人権問題も生じ、インターネット上の誹謗中傷などが社会問題となるなど、深刻な状況にある。

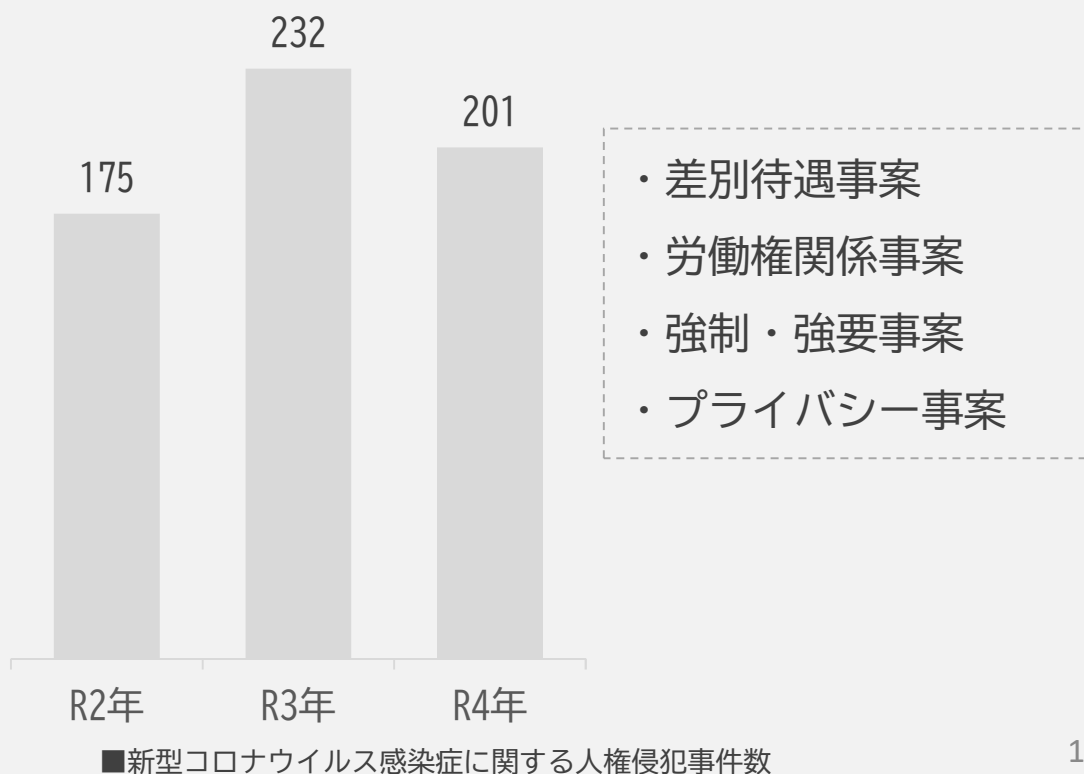
インターネット上の人権侵害に関する相談件数は高水準で推移

匿名性、情報発信の容易さ、社会状況の変化を背景に、個人の名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現が投稿されるなどの人権に関わる様々な問題が発生



新型コロナウイルス感染症に関する新たな人権問題の発生

感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生



一 人権擁護活動の全体像と目的

人権啓発

国民一人一人が、互いの人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに、その認識を日常生活に根付かせる



人権に関する関心・理解の度合いに応じた効果的・効率的な啓発活動の実施



- ・人権教室
- ・企業研修への講師派遣
- ・全国中学生人権作文コンテスト
- ・シンポジウム、講演会
- ・テレビ、ラジオ等による放送
- ・新聞、広報誌への掲載
- ・インターネット広告
- ・ホームページや動画配信サイトでの啓発資料等の公表
- ・SNS (Twitter、LINE、Facebook)

人権相談

気軽に相談できる機会を提供することで、人権侵害の疑いがある事案を幅広く把握し、適切な助言等により問題解決を図る



- ・全ての人にとってアクセスしやすい相談体制を構築
- ・人権擁護委員による地域に根ざした活動



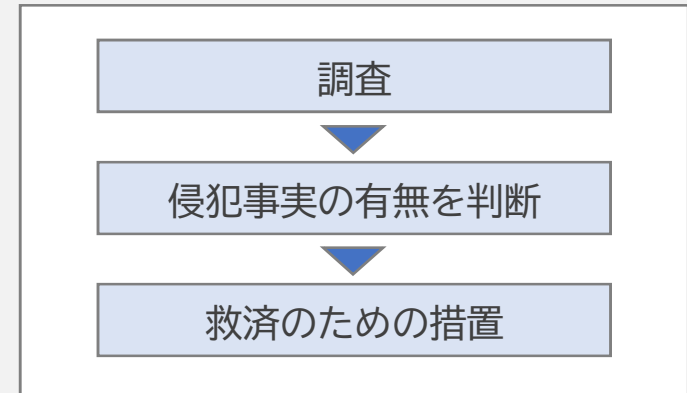
- ・面談：常設／特設相談所
- ・電話：みんなの人権110番など
- ・インターネット：インターネット人権相談／こどもの人権SOS-eメール
- ・手紙：こどもの人権SOSミニレター
- ・SNS：LINEじんけん相談

調査・救済

人権侵害の疑いのある事案について、被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることによって問題解決を図る



速やかな調査救済手続による個々の事案に応じた措置の的確な実施



援助：関係機関等の紹介、法律扶助に関するあっせん、法律上の助言等の援助

調整：被害者等と相手方等との関係の調整

要請：実効的な対応が可能な者に対する要請

説示：人権侵害の相手方等に対する事理の説示
啓発：人権侵害の相手方等に対する啓発 など

3

人権啓発活動の状況



一 人権啓発の目的と取組

目的

国民一人一人が、互いの人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに、その認識を日常生活に根付かせる

活動

人権に関する関心・理解の度合いに応じた啓発活動を実施

活動
目標

幅広い国民一般の**気付きを促す**

特定の対象者の**理解を深める**

期間
中の
工夫

- ・ バナー広告を実施する媒体の拡大
- ・ 「『誰か』のこと じゃない。」をキャッチフレーズに身近な場面で起こる様々な人権問題を短時間の動画で紹介

- ・ 対象者に応じたプログラムを用意

小学生：動画、紙芝居等を活用し、人権尊重思想を分かりやすく伝える
中高生：デートDV、インターネット上の人権侵害等について一緒に考える
企業：企業に求められる社会的責任を説明する

- ・ 携帯電話会社のスマホ・ケータイ安全教室やスポーツ組織と連携したプログラムなども展開



一 人権啓発活動の取組状況：国民一般向け

- ・人権に関する関心・理解の度合いが低い層を対象に、人権問題についての興味・関心を呼び起こすとともに、その理解を深めることを目的に通年で実施
- ・バナー広告や動画共有サイトでのインストリーム広告など、インターネットを中心に様々な媒体での広報を幅広く展開

狙い

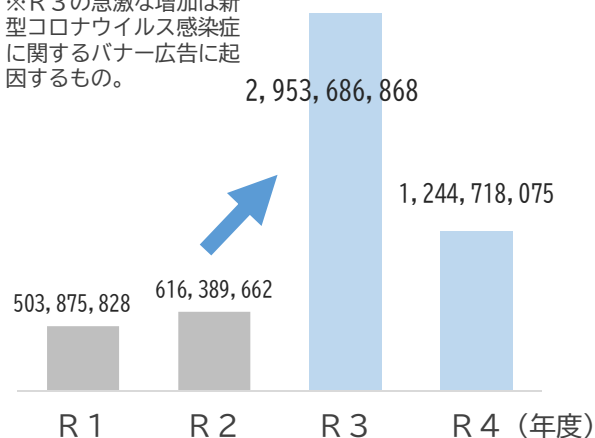
幅広く国民一般を対象に、法務省ホームページや人権啓発動画への接触機会を確保することにより、より多くの国民に対し、人権を尊重することの重要性や人権問題が身近に存在することへの**気付きを促す**

指標

バナー広告が表示された回数 (インプレッション数)

表示回数は**増加**

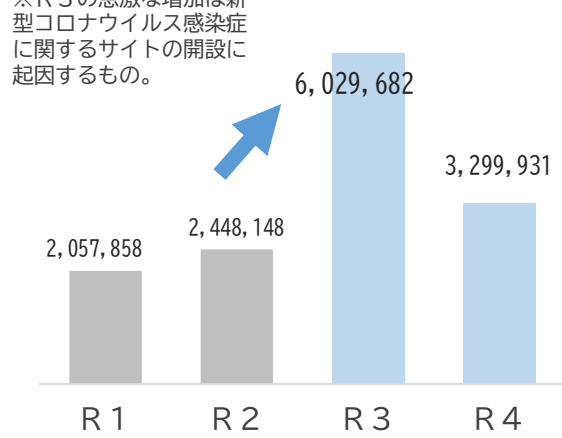
※R3の急激な増加は新型コロナウイルス感染症に関するバナー広告に起因するもの。



ホームページアクセス数

アクセス数は**増加**

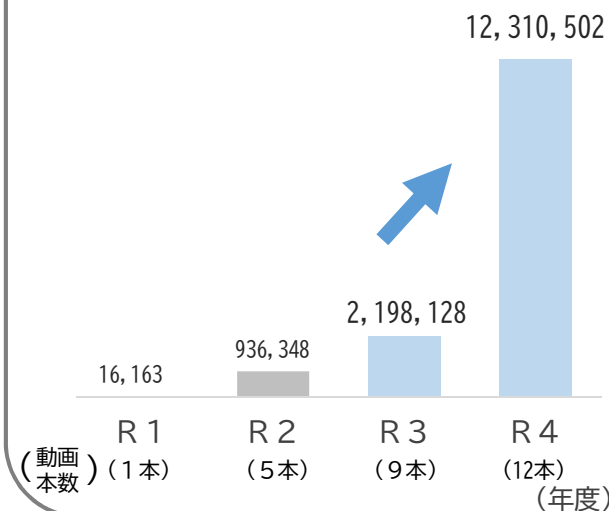
※R3の急激な増加は新型コロナウイルス感染症に関するサイトの開設に起因するもの。



※アクセス数計上の対象となるページの数、年度によって異なる。(年度)

動画再生回数

動画再生回数は**増加**



一 人権啓発活動の取組状況：特定の対象者（主に関心層）向け

- ・人権に関する関心・理解の度合いが高い層や学生や企業などを対象に、人権問題についての理解をより深めることを目的に通年で実施
- ・オンライン化により1回当たりの人権シンポジウム参加者数がR 1年度と比較して増加したのに対し、対面前提で短期間でのオンライン化が困難な人権教室は、実施回数・参加者数ともに大幅に減少

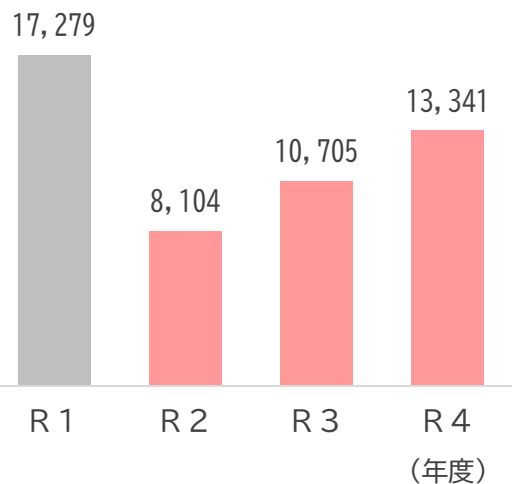
狙い

人権に関する関心・理解の度合いが高い層のほか、学生や企業など特定の人権問題（例：いじめ、ハラスメント等）に関わりの深い層に対し、正しい知識や人権問題について考える機会等を提供することにより、理解を深める

指標

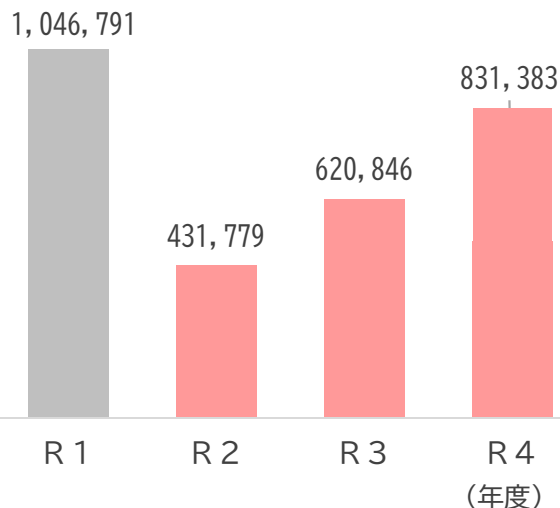
人権教室実施回数

約23～53%減少



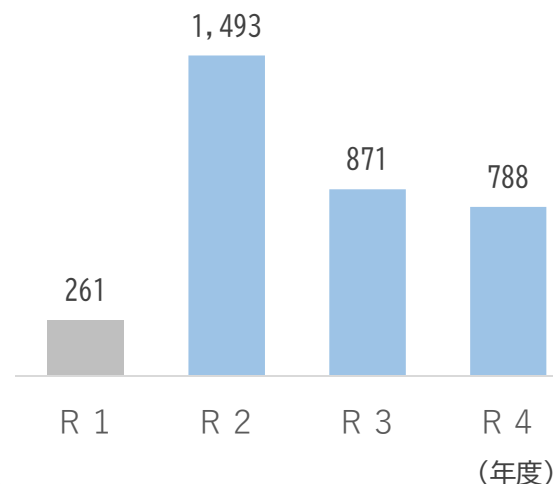
人権教室参加者数

約21～59%減少



人権シンポジウム参加者数 (1回当たり)

参加者数は増加



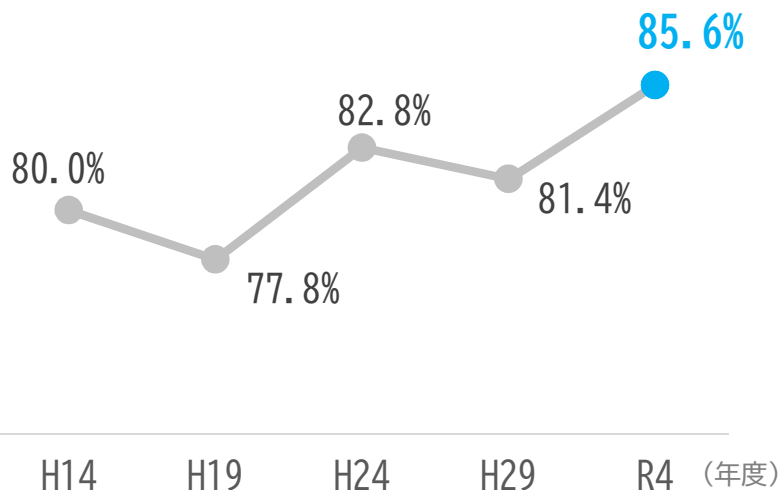
一 人権啓発に関する主な指標の状況（3年前との比較）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面型の活動は大幅に制限
 社会活動のオンライン化に合わせ、バナー広告や人権啓発動画やのインターネット配信、人権シンポジウムの
 オンライン開催など、オンラインでの活動を積極的に推進

	令和4年度の実績	令和元年度との比較		主な要因
		差	増減率	
人権教室 実施回数・参加人数	13,341回 831,383人	△ 3,938回 △ 215,408人	-22.8% -20.6%	人権教室 ・主な活動場所である学校や企業における 対面型の活動 が大幅に制限されたことが減少の主要因
シンポジウム 1回当たり参加人数	788人	+527人	301.9%	シンポジウム ・ オンライン化により1回当たりの参加者が増加 。参集方式と比較した場合の理解度、満足度の変化など、継続的に検証
バナー広告 ・インプレッション数 ・クリック数	1,244,718,075回 1,358,600回	+740,842,247回 +422,431回	247.0% 145.1%	動画・ホームページ ・バナー広告の媒体拡大や、動画広告での使用を狙った短時間の人権啓発動画の積極的な制作・広報展開等により、より多くの国民に対し、各コンテンツへの接触機会を確保
ホームページ アクセス数	3,299,931回	+1,242,073回	160.4%	
人権啓発動画 制作数・再生回数	12本 12,310,502回	+11本 +12,294,339回	1,200% 76,164.7%	

一 人権啓発活動のアウトカム指標：「基本的人権についての周知度」は8割超

基本的人権についての周知度



ここ5～6年の日本における人権侵害に関する認識について、人権侵害が「多くなってきた・どちらかといえば多くなってきた」とした回答者は38.9%であるとともに、人権が侵害されたと思った経験の有無について、「ある」とした回答者は27.8%であり、様々な人権問題がまだまだ存在していると認識している。

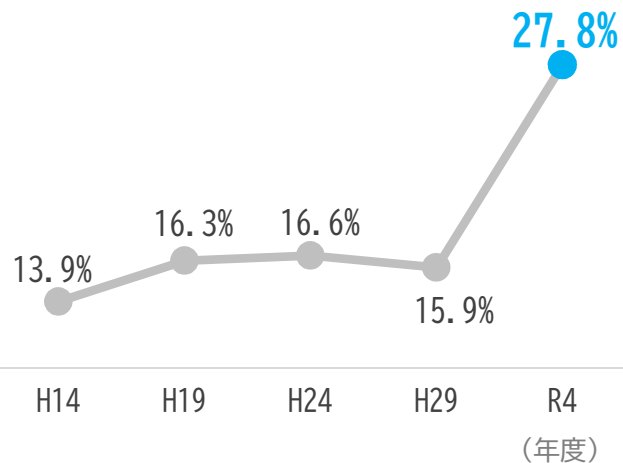
関心がある人権問題については、「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害 53.0%」「障害者 50.8%」「子ども 43.1%」「女性 42.5%」「風評に基づく偏見や差別など災害に伴う人権侵害 32.6%」の順に高い割合となった。

従来からの問題に加え、新たな人権問題にも関心が寄せられている。

「人権擁護に関する世論調査」令和4年11月・内閣府
 ※ 調査方法が個別面接聴取法から郵送法に変更されていることに留意

人権侵害の経験

「経験がある」と回答した人の割合



関心のある人権問題

1	インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害	53.0%
2	障害者	50.8%
3	子ども	43.1%
4	女性	42.5%
5	風評に基づく偏見や差別など災害に伴う人権侵害	32.6%
6	高齢者	30.1%
7	HIVや肝炎、新型コロナウイルス感染症などの感染者・医療従事者やその家族	27.1%

4

人権相談・救済活動の状況



一 人権相談・調査救済活動の目的と取組

目的 人権侵害の疑いがある事案を幅広く把握し、被害者の救済を図る

活動 全ての人にとってアクセスしやすい
相談体制の構築

速やかな調査救済手続による
事案に応じた措置の実施

活動目標 気軽に相談できる体制を整備する

幅広く事案を把握し、
事案に応じた対応を迅速・的確に行う

- ・年代によって利用するツールが異なることから、
多様な相談窓口を設け、アクセスしやすいように充実
SNS（LINE）による人権相談も開始

○他機関と連携した迅速な対応

児童虐待など緊急を要する事案において、
速やかに対応できるよう

- ・事案を把握した際の対応について、
事前に学校や児童相談所等の関係機関と協議
担当者を共有するなど連携体制を構築

- ・相談、調査救済に従事する職員や人権擁護委員に
対する研修の実施

期間
中の
工夫



面談



電話

こどもの人権SOSミニレターを
全国の小中学校生へ配布



SNS (LINE)



一 人権相談体制の整備・周知

- ・ 国民が人権問題について身近に相談できる存在として、人権擁護委員が長年活動委員の定員に対する委嘱率は98%とおおむね充足している一方、認知度は低下傾向
- ・ 若年層におけるコミュニケーション手段が電話や電子メールからSNSへ移行してきたことを踏まえ、SNS（LINE）による人権相談を開始
- ・ 広報を多様化することにより相談窓口の認知度は上昇傾向

狙い

- ① 国民が気軽に相談できる体制を整備する（人権擁護委員の確保、相談方法の多様化）
- ② 相談窓口について広く周知し、窓口の存在が認知される

指標

人権擁護委員の数・平均年齢

人数・平均年齢はほぼ横ばい

H29.1.1現在

65.30歳
13,938人

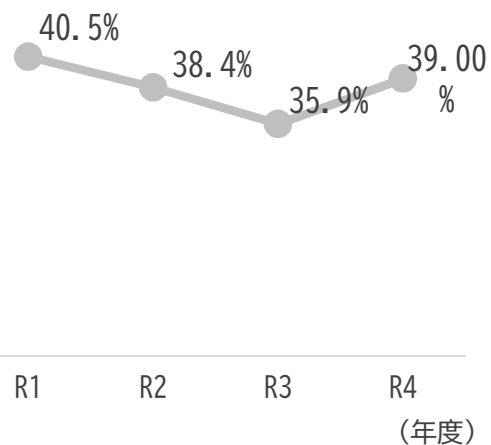
R5.1.1現在

67.01歳
13,957人

委員の定員に対する委嘱率
→ 98%とおおむね充足

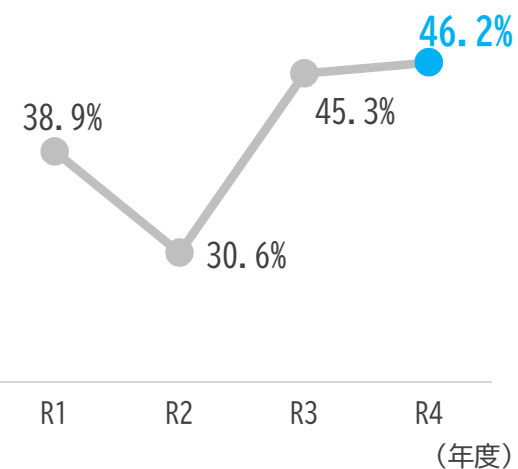
人権擁護委員の認知度

認知度は減少傾向



人権相談窓口の認知度

窓口の認知度は改善傾向



一 調査・救済活動の実施

- ・関連する3つの指標（相談の受付、救済手続の開始、未済件数）のうち、相談の受付及び救済手続開始件数は、いずれも減少傾向
- ・令和2年からの新型コロナウイルスの感染拡大により、対面での人権擁護活動が制約を受け、**相談受付件数は大幅に減少**

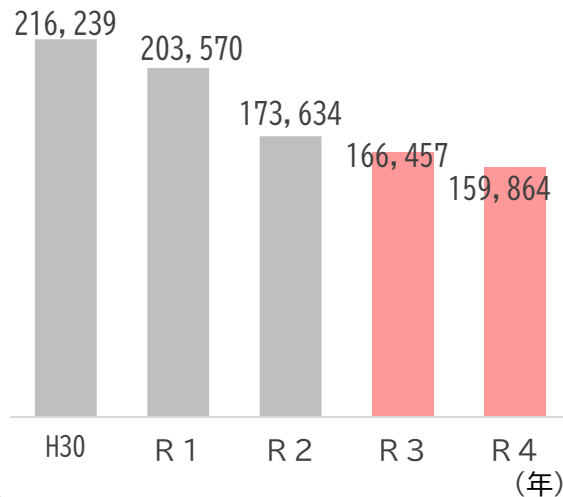
狙い

- ① 人権侵害の疑いのある事案を幅広く把握する
- ② 被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた措置を講じる

指標

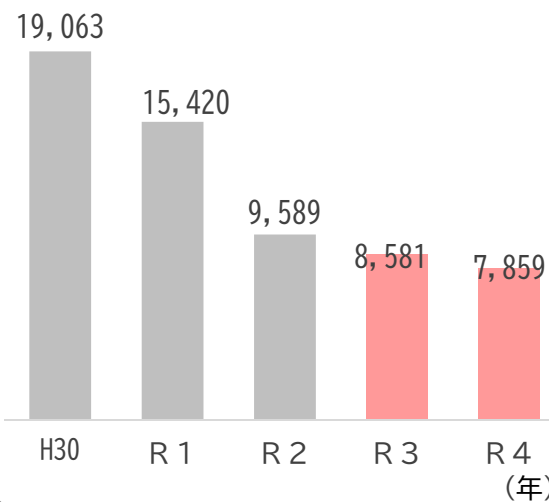
相談受付件数

R1年との比較で**約20%減少**



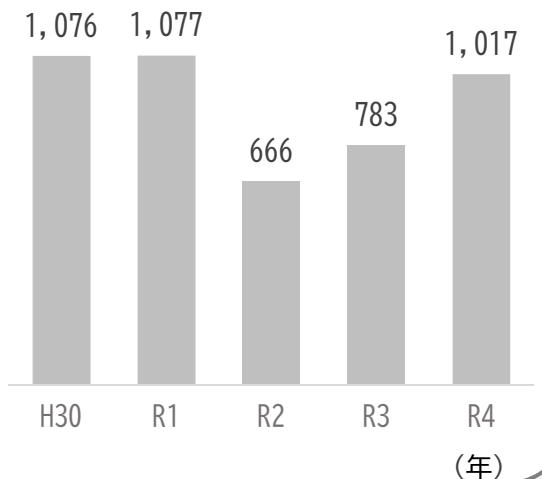
新規救済手続開始件数

R1年との比較で**約50%減少**



人権侵犯事件の未済件数

横ばいで推移



一 人権相談・救済に関する主な指標の状況（5年前との比較）

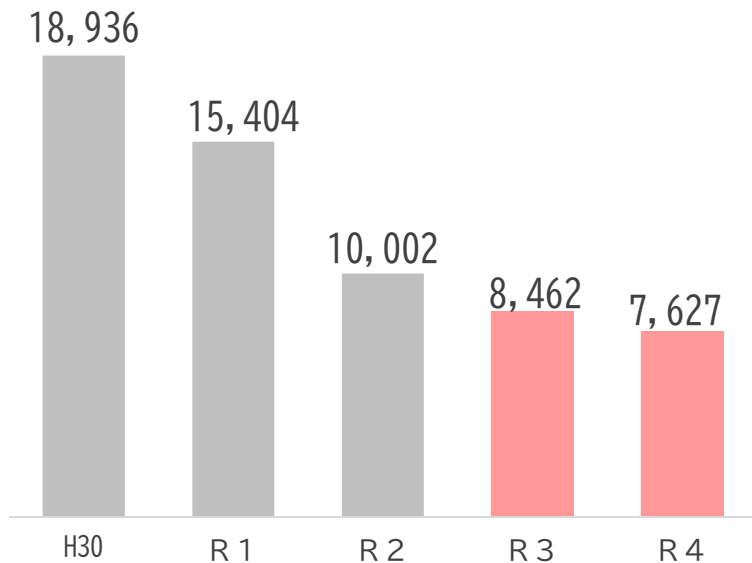
令和元年にSNS（LINE）による人権相談を開始するなど、**相談窓口の多様化を推進**
国民の約半数が相談窓口を知っているなど認知度は向上しつつある。

一方、**対面での相談件数の大幅な減少**と合わせて、**新規救済手続開始件数・処理件数ともに減少**

	令和4年の実績	平成29年との比較		主な要因
		差	増減率	
相談窓口の広報 相談窓口の認知度	46.2%	10.1%	28.0%	窓口の広報 従来からのポスター・リーフレットによる広報に加え、インターネット・SNSによる広告に力を入れるなど、相談窓口の周知・広報を多様化
相談の受付 総件数	159,864件	△65,176件	-29.0%	相談受付 ・相談受付機会の多様化、申告しやすい環境を整備。 SNS（LINE）による人権相談を開始。 全国の小中学校の児童生徒に配布している「こどもの人権SOSミニレター」について、図書館や児童館等の学校以外の施設への備付けを進めた。
電話	106,705件	△33,223件	-23.7%	・5年前と比較して約30%減少。 主な要因は、令和2年以降、法務局職員や人権擁護委員による面談（対面）での相談件数の大幅な減少によると推察される。
インターネット（メール）	15,668件	7,317件	87.6%	
SNS（LINE）	4,878件	— R1年度から開始	— R1年度から開始	
手紙（年度） （子どもの人権SOSミニレター）	8,710件	△7,295件	-45.6%	
救済手続の開始 新規救済手続開始件数	7,859件	△11,674件	-59.8%	救済手続 ・5年前と比較して約60%減少。 相談件数の減少と同様の傾向が認められ、 主な要因は対面による相談件数の減少の影響によるものと推察される。
被害者の救済 人権侵犯事件処理件数	7,627件	△12,095件	-61.3%	・一方、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件については、高水準で推移している。

一 人権相談・救済活動のアウトカム指標：人権侵犯事件の処理件数は減少

人権侵犯事件の処理件数



救済措置を講じた具体的事例

● インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、電子掲示板に、氏名とともに電話番号が投稿されていると相談があった事案。

法務局が調査した結果、一般に公開されていない被害者の電話番号等が電子掲示板に掲載されていたことから、当該投稿は、被害者のプライバシー権を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行い、当該投稿は削除された。（措置：「要請」）

人権侵犯事件の処理件数は減少しているが、これは**被害申告の前提となる相談受付件数の減少**（21ページ）が主要な要因として考えられる。 ※相談受付件数が減少した原因については、後述

一方、未済件数は一定の件数で推移しており、**迅速な調査救済が図られているものと評価**できる。

措置を講じた具体的事例から、

- ・近年、高水準で推移しているインターネット上のプライバシー侵害などの人権侵犯事件について、相談者の意向に応じて、法務省の人権擁護機関で違法性を判断した上で、プロバイダ等に当該情報の削除要請をするなどの対応をしている例
- ・親から子に対する虐待などの緊急性を要する事案について、人権相談を契機として、速やかに学校や児童相談所、警察などの関係機関が連携し、子の安全を確保した例

など、問題を把握・整理した上で、速やかに対応に当たることが求められている。

● 中学生に対する虐待

中学生の生徒が、親から、殴られるなどの暴行を受けており、児童相談所への保護を求めて交番に行きたいと「LINEじんけん相談」に相談があった事案。

法務局は、直ちに、当該生徒の最寄りの警察署及び児童相談所に情報を提供し、対応を依頼。

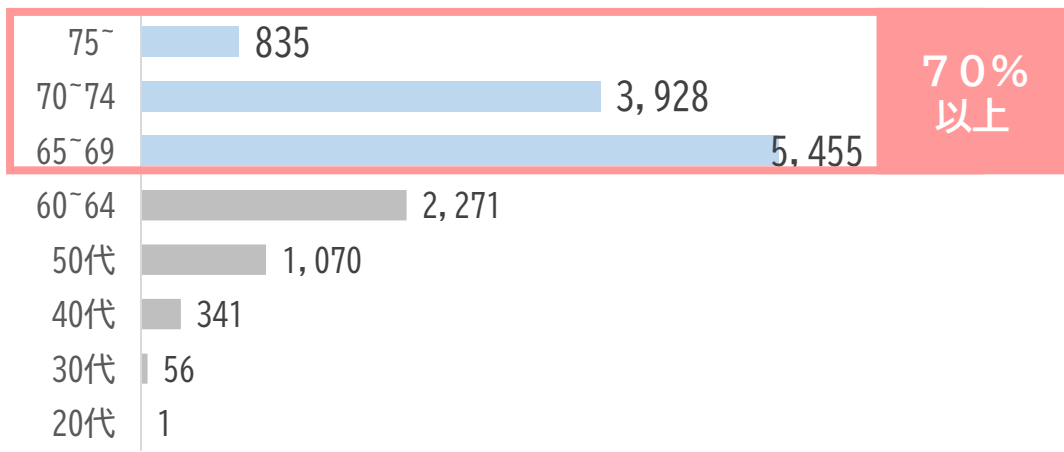
その結果、当該生徒は、警察に保護された後、児童相談所の施設に入所することとなり、当該生徒の安全を速やかに確保することができた。（措置：「調整」）

一 人権擁護委員活動に関する行政事業レビューにおける有識者意見について

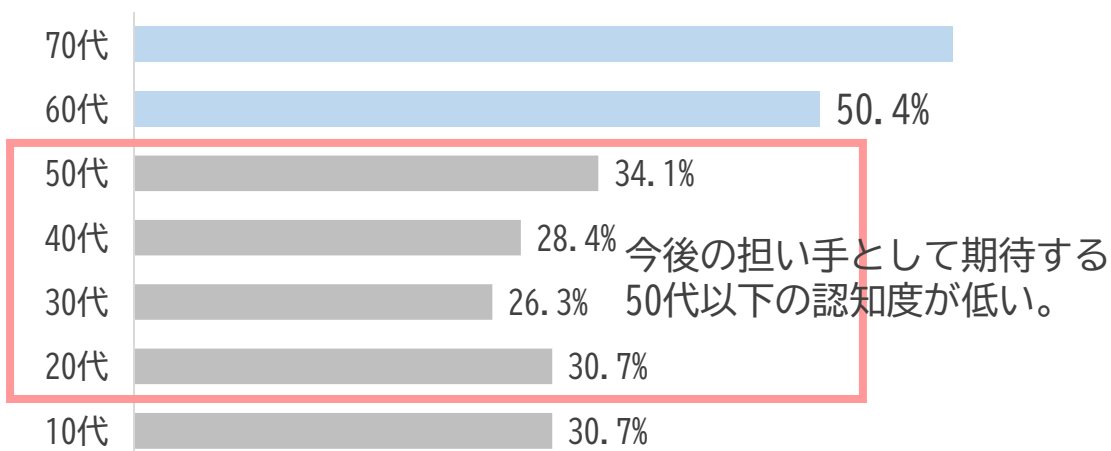
担い手の半数以上が、65歳以上の公務員・教員OBの方であるなど構成に偏り。
デジタル化などの社会の変化も踏まえると、**より多様な担い手の確保が課題**

令和4年度に実施された行政事業レビューにおいても、担い手確保に向けた広報の見直しやデジタル化への対応など、事業全体の抜本的な改善を求める意見が出されている。

65歳以上が7割を占める年齢構成



20~50代の現役世代の認知度が低い



行政事業レビューにおける有識者意見

<事業全体の抜本的な改善を図るべき>

- 特にデジタル系の問題は、これまでの自治体ごとの人選は適切ではなく、専門的に対応できる体制が必要。
- 人権擁護委員のなり手が少なく高齢化が進み自治体の人選負担が大きい中、中長期的な制度の見直しも検討すべき。
- デジタル化に対応した情報発信を進めていることは認められるが、市民の側がその存在を知っていて、自らアプローチしないと届かない手段（プル型メディア）に偏っているように思われる。

より広く知識・関心のない層にも届かせるためのメディア活用について検討するべき。

<事業の一部改善を図るべき>

- 認知度が低いことはずっと課題と認識されていながら改善が進んでいない。
まず、どの層の認知度を上げることを優先すべきかを絞った上で、その改善に最も効果的なものは何かを考えるべき。

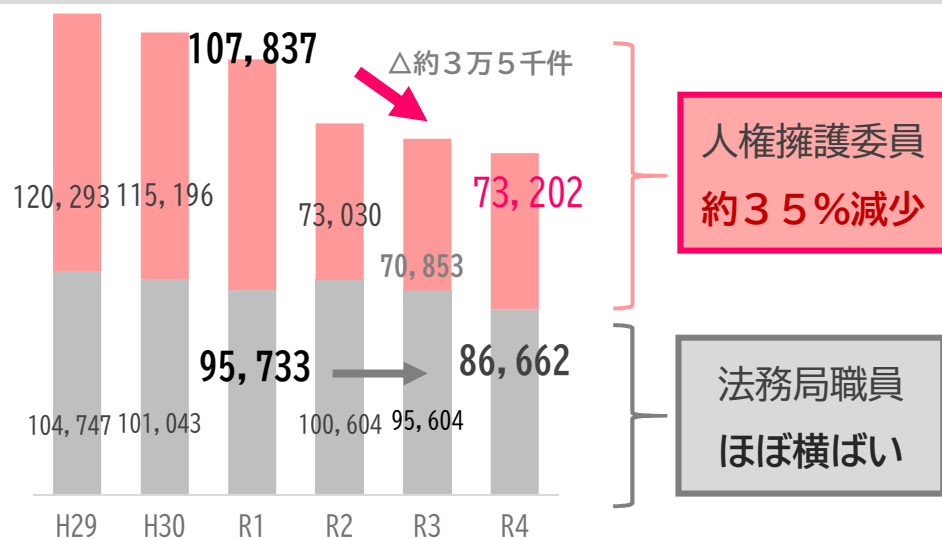
一 人権相談・救済活動のアウトカム指標：人権擁護委員の声

人権擁護委員制度は、様々な分野の人々が、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設された、法務大臣の委嘱による民間のボランティア

地域の実情を踏まえたより身近な人権擁護活動を、全国あまねく展開することを可能にしている。

人権擁護委員による活動が制約された影響は、最終アウトカム（人権侵害事件の処理件数）の減少に大きく影響している

<人権相談受付件数（法務局職員・人権擁護委員の別）>



人権擁護委員
約35%減少

法務局職員
ほぼ横ばい

R4年の人権侵害事件処理件数は
R1年との比較で約8千件、約50%減少

<人権擁護委員の声>

東京都人権擁護委員連合会の委員10名を対象。
2グループ、各90分間のインタビューを評価部局で実施。

○ 人権擁護委員の役割（やりがい）について

- ・何かあったときに地域の人から連絡してもらえるよう、様々な地域の活動に顔を出すなど日頃の関係づくりを大切にしている。
- ・できることを意識しつつ、とにかく相手の話に耳を傾けることが大切。他の窓口で対応されなかった相談にも対応する**最後の砦**。

○ SNSやインターネットの活用について

- ・説明会など一方的に情報伝達するものは、オンライン形式が適している。
- ・人権教室など双方向のやり取りを前提とした活動は、表情など相手の状況が分からず、やりづらさを感じた。
- ・インターネット検索が当たり前になっている現状において、**LINE**などアクセスしやすい方法を更に活用していく必要。

○ 今後の活動に必要なこと

- ・ボランティア活動である以上、「楽しい」と思える環境作りが必要。
- ・人権擁護委員にも、それぞれ得意・不得意な活動分野・対象があるため、それらをお互いに理解し合った上で活動できる機会があると良い。
- ・**地域の優良事例や困りごとなどを共有したり、知る機会**がほしい。

○ 担い手の確保について

- ・相手の話を聞く姿勢を持つ人であれば、特別な資格や能力は不要。
- ・**人権擁護委員そのものの認知度は低い**が、**若い世代を中心に人権というテーマへの関心の高さを**感じている。大学生など若い世代も活動に参加できる機会や40～50代をターゲットにした広報が必要ではないか。

地域の幅広い情報を収集し、対応するという**人権擁護委員が有する力が改めて明らかに**

5

今後の方向性



一 今後の方向性

国民の人権に関する関心や理解の度合いに応じた人権啓発活動

○効果的・効率的な活動内容・手法のデザイン

○近時の生活様式に合わせた啓発活動

- 現状、人権啓発活動として、対象者の年齢や関心に合わせた内容で、様々な場を通じた活動を行っているところ、これらの活動により、ホームページへのアクセス数や動画の再生回数、シンポジウム等の参加者数は増加傾向にあり、人権に関する関心・理解度を高める上で一定の効果を得ることができているため、引き続き活動を継続する。
- また、コロナ禍により従来型の活動が制限されたことや社会活動のオンライン化を踏まえ、人権シンポジウムをオンラインで開催することとしたところ、参加者数が大幅に増加するなどの効果を得られたため、他の啓発活動においてもICTの積極的な活用を検討するなど、近時の生活様式に合わせて活動の在り方を工夫し柔軟に対応する。
- 上記に加え、より効果的・効率的な活動内容を検討する。例えば、これまでの実績や参加者からの意見等を踏まえて、更に改善できる部分や効率化できる部分がないか検討する。特に、人権シンポジウムなどのオンラインでの実施を取り入れた取組については、参集方式と比較した場合の理解度、満足度の変化等を検証し、必要に応じて活動内容の見直しを行う。

人権相談・調査救済体制の整備

○相談方法の多様化

○相談窓口の周知・広報の工夫

○人権相談・調査救済事務を担う人権擁護委員の確保・支援

- 現状、人権相談・人権侵犯事件の調査救済活動として、多様な窓口で相談を受け付け、それらの相談等を通じ、人権侵害の疑いのある事案については、当事者の意向等を踏まえ速やかに調査救済手続に移行しているところ、これらの取組を継続する。
- 上記に加え、より効果的な相談窓口の周知・広報を検討する。
例えば、相談窓口の認知度を上げるために、広報する媒体やタイミングを工夫することや、相談することへの心理的ハードルを下げるために、広報で使用しているメッセージの表現を工夫することが考えられる。
- 現状、相談窓口に関するポスター・リーフレットやインターネット広告等の多様な手段を通じて相談窓口の周知・広報活動を行っており、これまでも効果的な広報活動、又は相談しやすいメッセージの表現となるように検討し、実施してきたところであるが、前年度の実施結果等を踏まえて、より効果的な周知・広報となるよう更なる見直しを行っていく。
- 幅広い年齢層かつ専門的知見を有する人権擁護委員の人材確保に向けた取組として、若年層における人権擁護委員の認知度を上げるために、インフルエンサーを活用した周知・広報を実施するとともに、士業者団体に対して委員適任者に関する人材情報の提供を依頼する。